



牛久沼土地改良区だより

〒301-0005
茨城県龍ケ崎市川原代 2640-1
TEL 0297-62-0536
FAX 0297-62-9547
編集責任者 中島 淳

牛久沼土地改良区の概況(2024年4月1日現在)
■組合員数 2,091 名
■受益面積 14,300,000 m²

令和6年5月1日発行



御挨拶 牛久沼土地改良区 理事長 中島 淳

若稲の緑が目眩しく感じる季節を迎えております。日頃、牛久沼土地改良区の運営及び事業に対しまして組合員皆様の御理解、御協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。
牛久沼土地改良区が、昭和27年8月2日に発足を果たしてから今年で72年を迎えます。
今年は「龍」年ですが、牛久沼土地改良区も「龍」年の誕生です。
今日まで時を刻んできたことに学び、未来の歩みに向けた取り組みを考える重要な時期を迎えていると感じております。

また、本年は、総代・役員任期満了に伴う改選の年で、総代選挙は8月を予定しております。(詳細につきましては、別紙を御覧ください。)

役員選挙につきましては10月に開催予定の臨時総代会にて行います。

超異常気象と言われている近年ですが今夏も、酷暑が予想されておりまして、電気料金の動向に配慮しつつ、皆様の田に用水が行きわたるよう努めてまいります。

引き続きの「節電」・「節水」に皆様の御協力と御理解を切にお願い申し上げます。

管内施設の老朽化に伴う補修作業等の対策は急務となっております。昨今では、水路脇立木伐採の課題が上がっておりまして、予算に関しましてもその方面の確保に努めているところです。

そして、引き続き賦課金滞納者についても粘り強く納付に繋がる働きかけを懸命に行い、滞納処分も辞さない態度で取り組んでまいります。

先日、市制70周年を迎えた龍ケ崎市を中心として、日々変化する時代をこの先も組合員の皆様と共に歩んでいくことを役職員一同、胸に刻んでおります。

「雲を起し雨を司る龍」にあやかり恵みの雨が組合員皆様の田畑に降り注ぎ、稔り多き秋が訪れることを御祈念申し上げご挨拶といたします。

令和6年度 賦課金

区 分	賦課種別	期 別	賦課単価 (1,000 m ² 当)	納 入 期 限
一 般	経 常	前期	5,500 円	5 月 10 日～ 5 月 31 日
		後期	5,500 円	5 月 10 日～10 月 31 日
		前期	3,850 円	5 月 10 日～ 5 月 31 日
		後期	3,850 円	5 月 10 日～10 月 31 日
馴馬谷津地区	経 常	前期	5,000 円	5 月 10 日～ 5 月 31 日
		後期	5,000 円	5 月 10 日～10 月 31 日
川原代2区3区地区	特 別	前期	5,000 円	5 月 10 日～ 5 月 31 日
		後期	5,000 円	5 月 10 日～10 月 31 日

口座振替の方へ 領収書を発行しませんので、通帳記帳をもって領収書に代えさせていただきます。
窓口納付の方へ 確定申告などで賦課金の領収書が必要になりますので大切に保管をお願い致します。
銀行振込の方へ お振込みによる納付の場合(賦課金・使用料等)は、領収書を発行しませんので、振込明細書の保管をお願い致します。

◆◆◆賦課金の未納・滞納等について◆◆◆

賦課金の未納、滞納は改良区運営に影響があります。また、公平な観点から未納者、滞納者の方の催促個別訪問を行い納付をお願いしております。

特別な事情により、分納等ご相談をご希望の方は改良区までお問い合わせください。

なお、地域でのご要望や困ったことがありましたら各地区の役員・総代の方にもご相談ください。

◆長期滞納者に対して滞納処分を執行しました◆

令和5年9月と11月に土地改良法第39条5項の規定に基づく滞納処分の差押え(農地・預金)を5件執行致しました。

令和 4 年度 一般会計収支決算

(単位：円)

歳 入		歳 出	
土地改良事業収入	151,752,382	土地改良事業費支出	56,276,871
附 帯 事 業 収 入	6,395,856	附 帯 事 業 費 支 出	356
基本財産運用収入	162,180	一 般 管 理 費 支 出	84,107,481
特定資産運用収入	3,778	土地改良事業負担金支出	14,900,000
補 助 金 等 収 入	18,015,000	借 入 金 返 済 支 出	7,081,375
寄 付 金 収 入	102,195	支 払 利 息	400,701
業務受託料収入	500,000	固定資産取得支出	410,000
雑 収 入	3,064,732	出 資 金 取 得 支 出	340
借 入 金 収 入	14,900,000	基本財産積立支出	0
基本財産取崩収入	0	特定資産積立支出	2,000,000
特定資産取崩収入	0	雑 支 出	2,979
固定資産売却収入	0	繰 出 金	800,000
出資金返還収入	0	繰 越 金	62,240,900
繰 入 金	800,000	予 備 費	0
繰 越 金	32,524,880		
歳 入 合 計	228,221,003	歳 出 合 計	228,221,003

令和 4 年度の収支決算につきましては第 159 回臨時総代会の承認を受けて掲載させていただきました。

■ 令和 5 年 10 月 26 日 第 159 回臨時総代会開催される ■■■■■■■■■■

議長に大宮地区石島能史総代を選出し、全案原案通り可決承認されました。

議案第 1 号 令和 5 年度一般会計収支補正予算議決について

報告第 1 号 令和 4 年度決算監査報告について

議案第 2 号 令和 4 年度一般会計収支決算の承認について

議案第 3 号 令和 4 年度財産目録の承認について

議案第 4 号 令和 4 年度事業報告の承認について

令和 4 年度 財 産 目 録

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：円)

1 資産の部		2 負債の部	
1 流動資産	67,005,105	1 流動負債	9,738,914
2 固定資産	2,469,142,554	2 固定負債	186,031,270
1 基本財産	18,345,279	負債合計	195,770,184
2 特定資産	2,384,236,131	3 正味財産の部	
3 その他固定資産	66,561,144	1 指定正味財産	1,434,625,539
		2 一般正味財産	905,751,936
		正味財産合計	2,340,377,475
資産合計	2,536,147,659	負債及び正味財産合計	2,536,147,659

ホームページを開設いたしました

パソコンまたはスマートフォンを使用してご活用いただけますよう、よろしくお願い致します。

土地改良区からのお知らせのほかに、名義変更、農地異動、施設使用等の申請書類も取得できますので、ご利用ください。

<http://midori-ushikunuma.or.jp>



水路はゴミ箱ではありません

水路にゴミ等を捨てる人が後を絶ちません。

水路は大切な農業施設であり、農業用水は貴重な資源です。

除草した草は水路に流さないでください。

令和 6 年度 一般会計収支予算

(単位: 円)

歳 入		歳 出	
土地改良事業収入	162,033,000	土地改良事業費支出	106,780,000
附 帯 事 業 収 入	4,342,000	附 帯 事 業 費 支 出	10,000
基本財産運用収入	187,000	一 般 管 理 費 支 出	106,667,000
特定資産運用収入	4,000	土地改良事業負担金支出	8,604,000
補 助 金 等 収 入	3,002,000	借 入 金 返 済 支 出	2,365,000
寄 付 金 収 入	11,000	支 払 利 息	635,000
業務受託料収入	500,000	固定資産取得支出	305,000
雑 収 入	1,737,000	出 資 金 取 得 支 出	1,000
借 入 金 収 入	8,602,000	基本財産積立支出	2,200,000
基本財産取崩収入	1,000	特定資産積立支出	6,001,000
特定資産取崩収入	14,401,000	雑 支 出	1,500,000
固定資産売却収入	5,000	繰 出 金	800,000
出資金返還収入	1,000	繰 越 金	70,904,000
繰 入 金	800,000	予 備 費	7,554,000
繰 越 金	118,700,000		
歳 入 合 計	314,326,000	歳 出 合 計	314,326,000

令和 4 年度から全ての特別会計が一般会計へ一本化されました。

■ 令和 6 年 3 月 14 日 第 160 回通常総代会開催される ■■■■■■■■■■■■

議長に大宮地区石島能史総代を選出し、議事に入り全案原案通りに可決承認されました。

- 議案第 1 号 定款の一部変更について
- 議案第 2 号 総代選挙規程の一部変更について
- 議案第 3 号 役員選挙規程の一部変更について
- 議案第 4 号 規約の一部改正について
- 議案第 5 号 現金預入先について
- 議案第 6 号 賦課金の賦課及び徴収方法等について
- 議案第 7 号 令和 6 年度役員及び総代報酬について
- 議案第 8 号 長期借入金の借入について
- 報告第 1 号 令和 5 年度中間監査報告について
- 議案第 9 号 令和 5 年度一般会計収支補正予算議決について
- 議案第 10 号 令和 6 年度一般会計収支予算議決について
- 議案第 11 号 未収賦課金の不能欠損処理について
- 議案第 12 号 牛久沼土地改良区役員補欠選挙について

お 悔 や み

牛久沼土地改良区理事

故 宮本一典

令和 5 年 7 月 29 日 ご逝去

ここに謹んでお悔みを申し上げますとともに、ご冥福を心よりお祈りいたします。

水難事故防止

水路で遊ばない

水路に近づかない

土地改良区からのお知らせ

下記に該当する方は届出をお願い致します。

1. 組合員が亡くなったとき(死亡による名義変更をしたとき)
2. 農地を贈与・貸与・賃貸借・交換・売買したとき
3. 小作地を地主に返還したとき
4. 農業者年金受給のために経営移譲したとき
5. 住所変更をしたとき

※各種届け出は3月31日までに提出して下さい。4月1日時点の台帳情報に基づき賦課されます。

- ◆排水放流・施設(用排水路敷地使用等)を使用するとき
当改良区にお問い合わせの上、申請をしてください。
- ◆口座振替の方で変更があるときは新たに口座振替依頼書を提出して下さい。
- ◆賦課金納付は簡単・便利・安全な口座振替をご利用ください。
- ◆農地を転用するときは、農地転用の申請をしてください。またその際は、当該年度の地区除外維持管理費を納めていただくことになっています。公共用地(道路等公共施設)として買収、寄付した土地についても同様です。また、市役所・法務局・農業委員会等の手続きだけでは改良区の台帳、組合員名簿の修正は出来ません。
直接、改良区への届け出が無ければ、従来通り元の組合員に賦課金が掛かります。名義が自動的に変更されることはありませんのでご注意ください。
- ◆土地改良区の組合員異動や農地の売買等において滞納賦課金がある場合は土地改良法第 42 条第 1 項の規定により新しい組合員に支払義務が継承されます。(相続放棄された方は相続放棄についての書類(コピー可)の提出をお願い致します。)
- ◆令和 6 年 4 月 1 日より相続登記が義務化されています。農地の相続についても同様です。

休耕田、転作田にも賦課金が掛かります

《陸田の耕作について》

陸田(畑)で用水路から引水をしている場合は、「田」扱いとなります。賦課金は田の年単価(11,000 円/1000 m²)で賦課されます。そのような状況を確認できた場合は「田」の賦課金額をご請求させていただきます。